仕　様　書

１　業務名

令和７年度民族共生象徴空間等周遊バスツアー

２　業務目的

市民のアイヌ文化に関する理解を促進するとともに、アイヌ文化関連施設への観光誘客につなげるため、民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）及び札幌市アイヌ文化交流センター（以下及び別紙において「ピリカコタン」という。）を周遊するバスツアー（以下「ツアー」という。）を実施する。

３　業務期間

　　契約締結日から令和７年12月26日（金）まで

４　業務概要

(1) 催行期間及び回数

令和７年７月１日から令和７年10月31日の間に計30回催行する。

(2) 参加対象者

札幌市内在住とする。また、グループ申込（20名まで）も可とする。

(3) 参加者数

　　　１回当たりの参加者数は最大40人とする。

(4) 行程

別紙１のとおり。ウポポイ及びピリカコタンに立ち寄ること。また、

集合場所は、ＪＲ札幌駅周辺又は地下鉄大通駅周辺で、参加者のアクセスしやすい場所とする。また、降車場所は地下鉄真駒内駅、地下鉄大通駅、ＪＲ札幌駅とする。

なお、受託者において、感染症の拡大等に伴う各施設の入館制限のほか、催行日当日の天候、道路状況等を踏まえ、行程全体に支障のない範囲で、各施設の滞在時間や出発時刻を変更可とする。

５　業務内容

(1) 事前調整

　　ア　催行日の決定

受託者は契約締結後速やかに、以下の中から40日程度の催行候補日を委託者に提示すること。なお、候補日選定にあたっては、土曜日・日曜日及び８月を優先すること。委託者は催行候補日の中から、催行日を決定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 予定月 | 日付 |
| ７月 | 16(水)、18(金)、22(火)、25(金)、30(水)、31(木) |
| ８月 | 1(金)、2(土)、5(火)、6(水)、7(木)、8(金)、10(日)、12(火)、13(水)、14(木)、15(金)、20(水)、21(木)、22(金)、24(日)、27(水)、28(木)、29(金)、30(土)、31(日) |
| ９月 | 2(火)、5(金)、6(土)、9(火)、12(金)、16(火)、17(水)、20(土)、26(金)、27(土)、28(日) |
| 10月 | 1(水)、5(日)、7(火)、9(木)、15(水)、17(金)、18(土)、21(火)、22(水)、23(木)、26(日)、29(水)、30(木)、31(金) |

　　イ　各施設との調整

受託者は各施設の利用に当たり、入館予約等の必要な調整を行うこと。

(ｱ) ウポポイ

国立アイヌ民族博物館への入館を必須とする。事前に「一般団体入

場予約」の上、参加者が円滑に入館できるよう手配すること。

(ｲ) ピリカコタン

参加者を、委託者が別途実施する制作体験・館内案内に参加させることを必須とする。

また、催行当日は、ピリカコタン（011-596-5961）へ以下の連絡を行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡時期 | 連絡内容 |
| 出発時 | 参加人数 |
| ピリカコタン到着15分前 | 到着見込み時刻 |
| ピリカコタン到着時刻が15時30分以降となることが見込まれることが判明した時点（15時15分時点） | 到着見込み時刻 |
| 16時30分までにピリカコタン到着が見込めないことが判明した時点 | 訪問中止 |

ウ　保険の加入

受託者は当該事業中の事故に備えた傷害保険に加入することとし、

その加入内容が確認できる書類をツアー開始までに提出すること。

(2) 申込受付

ア　参加者の募集

５月中旬から、委託者においてツアーを周知する予定であることから、受託者は電話、インターネット等で問い合わせに対応できる体制を整備すること。

　　イ　申込期間

各催行月の申込期間は下記のとおりとする。各催行月の申込期間終了後、受託者は参加者に対して参加決定通知のほか、必要な書類を送付すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 催行月 | 申込期間 | 参加決定通知 |
| ７月分 | 5/21(水)～6/3（火） | ６月中旬 |
| ８月分 | 6/4(水)～6/24(火) | ７月初旬 |
| ９月分 | 7/2(水)～7/22(火) | ８月初旬 |
| 10月分 | 8/6(水)～8/26(火) | ９月初旬 |

　　ウ　申込方法

受託者は電話、はがき、インターネット等の効果的な方法で参加者の申込受付を行う。参加者数が40人に満たない場合は、委託者と協議の上で継続して受付を行うこと。

また、１回当たりの申込者が40人を超過した場合は、抽選を行い、参加者40人及び10人程度の補欠参加者（キャンセル待ち）を決定すること。参加者から辞退の申出があった場合は、補欠参加者の中から補充すること。

　　エ　関係書類の収集

　　　　ピリカコタンの展示室観覧料減免の対象となり減免を希望する者がいる場合又は中学生、高校生、大学生がいる場合は、これを証明できる書類の提示が必要となるため、ツアー催行日の１週間前までに収集し、委託者へ報告すること。事前に書類を提出できない事情がある場合は、ツアー催行日にピリカコタン職員に証明書類を提示することも可能とするが、提示のない場合は減免を受けることができないため、この旨をツアー参加者に説明すること。（別紙２「アイヌ文化交流センター使用料（展示室観覧料）収納業務内容」参照。）

オ　問い合わせ対応

ツアーに関する問い合わせについては、受託者において対応すること。

なお、判断が困難な事例に当たっては、委託者の指示を仰ぐこと。

(3) バス運行

　ア　バスの種類

　　乗車定員が45人以上（補助席を除く）の大型バスとする。

イ　最大乗車人数

　　　　参加者の１台当たりの最大乗車人数は40名とする。

ウ　同行者等

　　各催行回のバスには、催行管理を行う添乗員を同行させ、以下の業務を実施すること。なお、催行に支障のない範囲で委託者等が若干名同行することがある。

　　・集合場所におけるツアー参加者の受付

　　・ピリカコタンとの連絡調整

上記(1)イ(イ)のとおり。

　　・バス車内での参加者対応

道中のトイレ休憩箇所及び各施設の見学方法について案内すること。その他については下記エ～カのとおり。

　　・ウポポイにおける入場支援

　　・ピリカコタンにおける誘導支援

入館時（館内案内者への参加者引き渡し）及び退館時（バスへの誘導）。

なお、一般来館者とツアー参加者を区別する必要があるため、委託者の用意する名札をツアー参加者に配布し着装させること。配布した名札は、ツアー終了時に回収すること。

　　・ピリカコタンにおける展示室観覧料の支払

別紙２「アイヌ文化交流センター使用料（展示室観覧料）収納業務内容」のとおり、ツアー参加者が支払うピリカコタンの展示室観覧料を取りまとめ、ツアー催行当日に発券機で支払うこと。

　　・その他ツアー催行に必要な事項

エ　参加者の費用負担

　　　　昼食及びウポポイの入場料は、参加者の自己負担とし、必要に応じてあらかじめ徴収すること。なお、その他高速道路料金等含め、本業務に係る経費については受託者が支払うこととし、当該金額についても契約額に含む。

ピリカコタンの展示室観覧料の収納については、別紙２「アイヌ文化交流センター使用料（展示室観覧料）収納業務内容」のとおり取り扱うこと。

オ　車内でのアイヌ文化の普及啓発

参加者のアイヌ文化に対する理解を深めるため、受託者は移動中の

バス車内において、委託者が提供するパンフレットの配布やＤＶＤの

放映等を行うとともに、添乗員を通じて配布物等の説明を行うこと。

　　カ　アンケート調査

受託者は、各催行回の終了時に、参加者に対して以下の内容について

調査を行い、催行回が全て終了した後にその結果を取りまとめて委託者へ報告すること。

　・各施設及び事業全体の感想

　・事業の改善点

　・事業の満足度（５段階評価）

(4) 業務報告

　　　受託者は申込期間の開始後、以下の報告を行うこと。

ア　個人情報取扱状況報告書（別添１。取扱い月ごと。）

イ　催行内容報告（定めのないものは任意の様式とする。）

　　・催行日別集計表（様式１）（ツアー催行日の１週間前まで）

　　　　・行程（催行月ごと）

・各立寄施設の発着時刻（催行月ごと）

　　　　・その他特記事項（催行月ごと）

・前項のアンケート調査結果及び調査結果を踏まえた事業改善等に関する提言（全催行回終了後）

　　ウ　完了届（札幌市所定様式。催行月ごと。）

６　支払条件

各催行月の業務完了後に、契約単価に催行回数を乗じた金額を支払う（ただし、催行最終月分は、アンケート調査の結果報告を含むすべての業務が完了した後の支払とする）。

なお、催行を中止した回数については、下記７(1)イのとおりとする。

７　特記事項

(1) 催行中止時の対応

ア　自然災害等、やむを得ない理由が認められる場合は、委託者と受託者の協議の上、催行中止や行程の変更等の判断を行う。なお、この場合のキャンセル対応や関係機関との調整も本業務の範囲に含む。

イ　上記アの事由により、各月の催行回数（バス運行回数）のうち催行を中止した回数については、契約単価をもとに、旅行業法第12条の３の「標準旅行業約款」別表第一（第十六条第一項関係）に基づいて積算した金額を支払う。

(2) 個人情報の保護

　　ア　受託者は、本業務の契約に先立ち「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」（別添２）を委託者へ提出し、「個人情報取扱安全管理基準」（別添３）に適合していることの確認を受けること。

イ　受託者は、本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う際には、「個人情報の取扱いに関する特記事項」（別添４）を守らなければならない。

　(3) 指定公金事務取扱

　　　受託者の指定公金事務取扱者の指定が取り消しとなった場合、受託者は本業務を履行することができなくなるため、委託者は、直ちに契約を解除することができる。

８　その他

(1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、事前に承認を受けること。

(2) 本業務の遂行に当たっては、参加者の安全を十分に考慮し、受託者の責任において必要な安全対策を講じること。また、万が一事故等が発生した場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において参加者及び関係者へ誠実に対応すること。

(3) 本業務の実施に当たっては、札幌市の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届け出や情報提供を遅滞なく行うこと。

(4) 本業務の遂行に際し、受託者が提供を受けた資料等については、本業務の目的のみに使用し、第三者に提供してはならない。

(5) 本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(6) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上処理すること。

９　担当

　　札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

　　住所：〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎13階

　　電話：011-211-2277